

議第207号 呉市農村コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、農村コミュニティ施設の施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率^{かい}に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

(1) 下蒲刈農村環境改善センター

施設区分	時間区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
多目的ホール	8:30~17:00 (4時間まで)	0.8	8,200	6,560
	8:30~17:00 (追加1時間当たり)	0.8	1,200	960
	17:00~22:00 (4時間まで)	0.8	14,400	11,500
	17:00~22:00 (追加1時間当たり)	0.8	1,500	1,200
農業研修室	8:30~17:00 (4時間まで)	0.7	2,900	2,030
	8:30~17:00 (追加1時間当たり)	0.7	300	210
	17:00~22:00 (4時間まで)	0.7	5,700	3,990
	17:00~22:00 (追加1時間当たり)	0.7	600	420
和室A	8:30~17:00 (4時間まで)	0.7	1,500	1,050
	8:30~17:00 (追加1時間当たり)	0.7	100	70
	17:00~22:00 (4時間まで)	0.7	2,900	2,030
	17:00~22:00 (追加1時間当たり)	0.7	300	210

和室B	8:30~17:00 (4時間まで)	0.7	1,500	1,050
	8:30~17:00 (追加1時間当たり)	0.7	100	70
	17:00~22:00 (4時間まで)	0.7	2,900	2,030
	17:00~22:00 (追加1時間当たり)	0.7	300	210
調理実習室	8:30~17:00 (4時間まで)	0.7	1,500	1,050
	8:30~17:00 (追加1時間当たり)	0.7	200	140
	17:00~22:00 (4時間まで)	0.7	2,900	2,030
	17:00~22:00 (追加1時間当たり)	0.7	300	210
農産物加工場	8:30~17:00 (4時間まで)	0.7	1,500	1,050
	8:30~17:00 (追加1時間当たり)	0.7	100	70
	17:00~22:00 (4時間まで)	0.7	4,100	2,870
	17:00~22:00 (追加1時間当たり)	0.7	300	210

(2) 川尻転作促進研修所

施設区分	時間区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
第1研修室	8:00~12:00	0.7	900	630
	12:00~17:00	0.7	1,100	770
	17:00~21:00	0.7	900	630
第2研修室	8:00~12:00	0.7	1,600	1,120
	12:00~17:00	0.7	1,800	1,260
	17:00~21:00	0.7	1,600	1,120
料理実習室	8:00~12:00	0.7	1,100	770
	12:00~17:00	0.7	1,100	770
	17:00~21:00	0.7	1,100	770

(3) 豊農業団地センター

施設区分	時間区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
会議室A	9:00~13:00	0.7	1,100	770
	13:00~17:00	0.7	1,100	770
	17:00~22:00	0.7	1,100	770

会議室B	9:00~13:00	0.7	1,100	770
	13:00~17:00	0.7	1,100	770
	17:00~22:00	0.7	1,100	770
研修室	9:00~13:00	0.7	1,500	1,050
	13:00~17:00	0.7	1,500	1,050
	17:00~22:00	0.7	1,500	1,050

3 施行期日

令和2年4月1日